

『外国人技能実習生法的支援マニュアル 今後の外国人労働者受入れ制度と人権侵害の回復』外国人技能実習生問題弁護士連絡会（編）、明石書店（刊）

外国人技能実習生問題弁護士連絡会（実習生弁連）は、2008年6月に設立され、今年で創立10周年を迎えた（設立時の名称は「外国人研修生問題弁護士連絡会」）。本書は、この10年間の実習生弁連の活動を振り返るとともに、支援者の方々や研修生・技能実習生自身とともに蓄積してきた技能実習生支援のノウハウを提供するものである。

外国人研修・技能実習制度による研修生は、当初、労働者であることすら法的に認められておらず、実習生弁連はこれを裁判所に認めさせることから始めなければならなかった。これに続く法廷での戦いを通じて、研修生・技能実習生は労働時間に応じて少なくとも最低賃金や残業代、労働基準法上の割増賃金を請求できるという手法が確立されてきた。そして、旅券や通帳の取上げ、強制帰国といった、研修生・技能実習生によく見られる人権侵害が、裁判所において不法行為として認められたことにより、研修生・技能実習生の置かれている状況が一般に広く知られるようになった。本書の前半では、実習生弁連の活動の歴史として、このような契機となった代表的な裁判例を紹介している。

多くの司法的な救済を勝ち取ってきた10年の間に、外国人研修・技能実習制度には多くの変更が加えられ、今では、技能実習生が労働者であることが認められているし、旅券や通帳の取上げなどは禁止されている。しかしながら、実習生弁連が活動を始めた当初から発生していた人権侵害は、今も変わらずに続いているのが現状である。これは、実習生弁連の活動や意見表明（本書の末尾には実習生弁連がこれまでに発表したすべての意見書や声明が掲載されている）、支援者の方々の努力にもかかわらず、指摘され続けてきた制度の構造的問題点が解消されず、むしろ制度は拡大に向かっていることによる。

実習生弁連の使命は技能実習生の権利救済であり、本書の後半を占める「技能実習生救済マニュアル」は、具体的な事件への対処をQ&Aの形式で解説し、権利救済の手引きとなるものである。

同時に、実習生弁連の究極的な目標は、構造的問題がある技能実習制度を廃

止し、非熟練労働者の受入れを正面から認めた新たな労働者受入れ制度を創設することであるが、技能実習制度は未だ存続し、この瞬間にも 25 万人を超える技能実習生が日本で働いている。

本書は、実習生弁護士のこれまでの活動の到達点を示すと同時に、まだ到達できていない点、すなわち、外国人技能実習制度廃止のために必要なことを整理するものでもあり、支援者の方々と連携したさらなる活動や、今後の外国人労働者受入れ制度に関するより広い議論のために、多くの方に手にとっていただきたい一冊である。

(外国人技能実習生問題弁護士連絡会 弁護士 尾家 康介)